大野町みらいろこども園のしおり

（重要事項説明書）

教育・保育の提供の開始にあたり、大野町みらいろこども園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

１　施設運営主体

名　　称	大野町
所　在　地	岐阜県揖斐郡大野町大字本庄２００－６
電 話 番 号	０５８５－３５－８８５０
代表者氏名	大野町長　　宇佐美　晃三

２　利用施設

施　設　の　種　類	幼保連携型認定こども園
施　設　の　名　称	大野町みらいろこども園
施 設 の 所 在 地	岐阜県揖斐郡大野町大字本庄２００－６
電　話　番　号	０５８５－３５－８８５０
施　設　長	園長　浜野　千恵
対　象　児　童	認定こども園法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童
利　用　定　員	１号認定子ども　９人 ２号認定子ども　３６人 ３号認定子ども　１２人 ３号認定子どもの内満１歳未満の児童　３人
開　設　年　月　日	令和８年　４月　１日

３　目的・運営方針

大野町みらいろこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

（１）　当園は、教育・保育の提供に当たっては入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（２）　当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（３）　当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4　当園における施設・設備等の概要

（1）施　設

敷　地	敷地全体	4,805．76 ㎡
	園　　庭	1,909．85 ㎡
園　舎	構　　造	木造　平屋建
	延べ床面積	993．63 ㎡

（2）主な設備

設備	部屋数	備　　考
乳　児　室 ほ ふ く室	２室	うさぎ１組（満２満児クラス） ひよこ２組（満０・１歳児クラス）
保　育　室	３室	ひつじ組（満３歳児クラス） ぱんだ組（満４歳児クラス） きりん組（満５歳児クラス）各１室
遊　戯　室	１室	
調　理　室	１室	
一時預かり室	１室	

5　職員の設置状況（令和８年４月１日現在）

職　種	員　数	常　勤	非常勤	備　考
園　　長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保 育 教 諭	15	13	2	
用　務　員	1	1		
調　理　員	2	2		

当園では、児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては上記の員数と異なることがあります。

6　教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び国民の祝日に関する法律に定められた休日は休園となります。

7　教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）　保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前７時３０分から午後６時３０分まで

（２） 保育短時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前８時３０分から午後４時３０分まで
延　　長　　保　　育	朝：午前７時３０分から午前８時３０分まで 夕：午後４時３０分から午後６時３０分まで

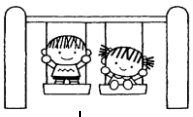
８　提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２９年厚生労働省告示）を踏まえ教育・保育課程(別紙)を決めて教育・保育をします。また、その他の便宜の提供を行います。

（１） 教育・保育及び延長保育の提供

毎日の教育・保育の流れ

時間	０･１･２歳児	３･４･５歳児	延長保育
7:30	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	保育短時間認定の場合
8:30	保育短時間保育開始	保育短時間保育開始	
9:30	おやつ	遊び（室内外）	
	課題保育（室内外）・散歩等	課題保育（健康・表現・環境／ことば・人間関係）	
11:00	給食		
11:30		給食	
12:00	お昼寝	遊び（室内外）	
12:30	（年齢によって前後します）	お昼寝（夏季のみ行います）	
14:30	目覚め	目覚め	
15:00	おやつ	おやつ	
16:00	順次降園	順次降園	
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了	
18:30	保育標準時間終了	保育時間標準終了	



（２） 園独自の取り組み

運動あそびに取り組みます。

「運動あそびで育てる　未来の力」（別紙）

（３） 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
０歳児 １歳児 ２歳児	９時３０分頃	１１時頃	１５時頃	
３歳児 ４歳児 ５歳児		１１時３０分頃	１５時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

（４） 健康診断

当園では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断　全園児（年２回)、歯科健診　全園児（年２回）

（５） 一時預かり保育

保護者の方が次の理由により、お子さんを家庭で保育出来ない場合に、こども園で一時預かりします。ただし、保護者が出産や介護等により一時的に里帰りする場合は、町内に住所がなく住所地市町村の保育所等に在籍している児童も対象となります。

（仕事・学習・冠婚葬祭・通院や治療・免許取得・引っ越し・看護
資格取得・出産や育児に伴う心理的な負担を解消するため。）

９ 保育料等

（１） 保育料

支給認定を受けた市町村に対して、当該市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

（２） 実費徴収

保育料の他に、保護者にご負担頂く物として以下の物があります。

① 新年度保育用品（出席ノート等）

② 園児服・カラー帽子

③ 上記の他、年齢等によって必要となる物が異なります。また、保護者会から保護者会費の徴収があります。

④ ３・４・５歳児の給食費は、令和５年４月より無償化となり保護者負担はありません。

（３） 延長保育料

保育短時間認定子どもに対して８時３０分から１６時３０分を超える時間で、保育を提供する場合に延長保育料を徴収します。

保育短時間認定 こども 延長保育利用料	7:30～8:30、16:30～18:30 30 分間： 50 円(3 歳以上児) 30 分間：100 円(3 歳未満児)	こども 1 人あたりの 月限度額は 2,000 円

１０　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

（１） 利用児が小学校に就学したとき

（２） 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（３） その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１１　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（１） 内科

医療機関の名称	ゆり形成･内科･整形おおの
医　院　長　名	竹市　弥生
所　　在　　地	岐阜県揖斐郡大野町大字大野７５３番地１４１
電　話　番　号	０５８５－３５－７７２２

（２） 歯科

医療機関の名称	ほさか歯科
医　院　長　名	保坂　松治
所　　在　　地	岐阜県揖斐郡大野町大字黒野８０番地６
電　話　番　号	０５８５－３４－１４００

（３）薬剤師

医療機関の名称	谷汲調剤薬局
医　院　長　名	竹中　公一
所　　在　　地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名札２５２番地２
電　話　番　号	０５８５－５５－２１９３

１２　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び以下の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

＜近隣の緊急連絡先＞

揖斐警察署 大野交番	０５８５－３２－０００２
揖斐郡消防組合 消防本部	０５８５－３２－０１１９
西濃厚生病院	０５８５－３６－１１００

１３　非常災害時の対策

非常時の対応	当園が定めた消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。
洪水訓練	洪水警報が発令された場合の訓練を年２回実施します。

１４　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を設置しています。

１５　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付制度 その原因である事由が当園の管理下で生じたもので療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの

１６　当園におけるその他の留意事項

喫　　煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

１７　機密情報保持について

（１）　当園の職員及び管理者と過去に職員及び管理者であったものは、その業務上知り得た個人情報は、正当な理由がなく外部に漏らしません。

（２）　当園は、小学校、教育・保育施設、その他の機関に対して個人情報を提供するに当たり、あらかじめ文書で同意を得ます。

１８　重要事項説明書の変更について

当園は、本重要事項説明書の内容に変更があった場合その内容について保護者等に説明・周知します。